

〔平成27年上三川町に関する出来事〕50年に一度言われる関東・東北豪雨が発生、町内各所で通行止めや浸水被害などが発生。

## 医療費適正化のため、正しい受診にご協力をお願いします！

〓 整骨院・接骨院で柔道整復師の施術を受けるとき〓

整骨院や接骨院は国家資格を持つ柔道整復師が施術する施設です。負傷原因や症状等によって国民健康保険が使える場合と使えない場合があります。

〓 国民健康保険が使える場合〓

- ・ 外傷性のねんざ、打撲、肉離れなど
- ・ 骨折、脱臼(応急手当を除き、医師の同意が必要です)

〓 国民健康保険が使えない場合〓

- ・ 単なる疲れや肩こり、筋肉痛
- ・ 内科的疾患による痛みやこり
- ・ 仕事中や通勤途中に起きた負傷(労災保険から給付になります)
- 〓 施術を受けるときの注意〓

〓 負傷原因を正確に伝えてください。〓

外傷性の負傷でない場合は、国民健康保険は使えません。何が原因で負傷したのかを正しく伝えましょう。

〓 医療機関との重複受診はできません。〓

同一部位の負傷について、同時期に柔道整復師による施術と医療機関での治療を重複して受けることはできません。その場合、原則的に柔道整復師の施術料は全額自己負担となります。

〓 療養費支給申請書は必ず自分で署名しましょう。〓

療養費支給申請書は、患者さんが柔道整復師に国保の医療費の請求を委任するものです。申請書の内容を確認し、必ず自分で署名をするようにしましょう。(ケガなどが原因でやむを得ず代筆してもらった場合は押印も必要です。)

〓 施術が長期にわたる場合、医師の診断を受けてください。〓

長期間施術を受けても痛みが続く場合には、負傷が原因でなく内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けてください。

▼ 問い合わせ先 〓 保険課 国保年金係

☎ 91334

## 消費生活センターにご相談ください

### 消費豆知識 ③

電気ストーブの火災に注意!!

#### 事例1

就寝中に寝返りを打った際、布団などの寝具が、付けたままの電気ストーブに接触し出火した。

#### 事例2

室内に干していた洗濯物が乾いて軽くなり、電気ストーブの上に落下し燃え広がった。

#### 事例3

電気ストーブの近くに置んだ衣類やタオルを置いていたところ、いつの間にか接触し出火した。

電気ストーブ類は、炎が出ていないため安全に見えますが、熱があるので火災の危険があります。

・ 寝返りなどで布団がストーブに接触して火災になる恐れがあります。寝るときやその場を離れる時は、火を消す習慣をつけましょう。

・ カーターのそばで使用したり、ストーブの上や近くに洗濯物を干したりすると、ス

トーブに触れて火災になる恐れがあります。

・ 電気ストーブは、何かの拍子に誤ってスイッチが入ってしまい、近くに可燃物があると出火する恐れがあります。

・ ストーブ本体の異常から出火する火災も発生しています。異常を感じた場合は使用を中止し、製造メーカーや販売店に相談しましょう。

取扱いに十分注意して、ストーブの火災を防ぎましょう!

\* 「電気ストーブ類」とは、電気ストーブ、カーボンヒータ、ハロゲンヒータ、温風機を含みます。

▼ 相談日時 〓 月 〓 金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前9時〜正午 午後1時〜4時

▼ 相談場所 〓 上三町消費生活センター(役場3階)

▼ 相談専用電話番号 〓

☎ 9153



## 軽油引取税に係る農業用免税証の交付申請

平成28年分農業用免税証の交付申請を次のとおり受付します。

### ▶受付日時及び場所＝

期日＝2月4日(木) 上三川地区・明治地区のうち多功及び天神町

2月5日(金) 本郷地区・明治地区(多功及び天神町を除く)

時間＝午前9時30分～午後3時 (正午～午後1時までは昼休み)

場所＝役場3階 大会議室

### ▶持参するもの＝

(1) 新規申請以外の方

・ 免税軽油使用者証

・ 印かん

・ 免税軽油の引取り等に係る報告書

(納品書・請求書又は領収書を持参。納品書等は、確認後返却します。)

・ 栃木県収入証紙(420円分：使用者証が今回更新の方のみ)

(2) 新規申請の方

・ 印かん

・ 農業委員会が発行する耕作証明書

・ 作付け内容や使用機械を記入した書面(メモ等)

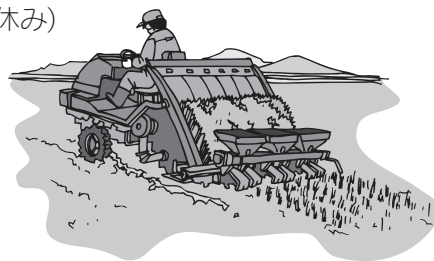
・ 栃木県収入証紙(420円分)

### ▶免税証の交付＝

前年度の申請内容に変更のない方 → 書類に不備がない場合、申請日に即日交付します。

新規申請の方及び追加交付希望の方 → 後日、県税事務所窓口にて交付いたします。

※追加交付希望の方は、前年交付と同数量分は申請日に交付します。



### ●注意事項

①上記の受付期日で都合のつかない方は、2月15日(月)～17日(水)の間に、栃木県庁河内庁舎5階・大会議室で受付をしてください。

【受付時間：午前8時30分～11時30分/午後1時～4時30分】

②新規申請及び数量変更希望の方を除き、耕作証明書の添付は不要です。

③報告書に添付すべき納品書等を忘れた場合、免税証の即日交付はできません。紛失した場合は、必ず購入店で販売証明書を持参してください。(新規申請の方を除く。)

※耕作証明書の発行を代理人に依頼する場合は、委任状が必要となります。

▶問い合わせ先＝栃木県宇都宮県税事務所 課税課 ☎028(626)3018

上三川町農業委員会事務局 ☎(56)9166

ギャラリー&多目的スペース

# やねうら

暮しの店 海老原善次商店 2階

「やねうら」で素敵な時間をお楽しみください

ギャラリー展示、趣味やサークルの集まりなどに  
ご利用ください。利用者随時受付中です。

イベントスケジュールやご利用のお問い合わせは海老原善次商店(上三川町上三川4879 TEL 0285(56)2065)まで  
当店ホームページ(<http://ebiharashouten.com/>)でも最新情報チェック!

## フィットネスクラス募集中!

(まずは体験レッスンから)

★平成28年1月18日午後1時半より：「笑顔で健康体操！」無料体験レッスン  
(シニアや運動が苦手な方大歓迎)

★平成28年1月22日午後1時より：「バレトン」エクササイズ無料体験レッスン

「バレトン」は10年前にニューヨークで生まれたバレエとヨガとストレッチを組み合わせた、新しいエクササイズ。現在都内で大人気のバレトンが上三川に初登場です。

レッスンのお問い合わせは当店まで、お気軽にどうぞ。